

別記4 リスク分担表

種 類	内 容	負 担 者	
		県	指定管 理者
物価変動	人件費、物品費等物価変動に伴う経費の増	協議による	
金利変動	金利の変動に伴う経費の増		○
周辺地域・住民及び 施設利用者への対応	地域との協調		○
	施設管理、運營業務内容に対する住民及び施設利用者からの反対、訴訟、要望への対応		○
	上記以外	○	
法令の変更	施設管理、運営に影響を及ぼす法令改正 ※管理システムの変更が必要となる場合を含む	○	
	指定管理者に影響を及ぼす法令変更		○
税制度の変更	施設管理、運営に影響を及ぼす税制変更	○	
	一般的な税制変更		○
政治、行政的理由による事業変更	政治、行政的理由から、施設管理、運營業務の継続に支障が生じた場合、又は業務内容の変更を余儀なくされた場合の経費及びその後の維持管理経費における当該事情による増加経費負担	○	
不可抗力	不可抗力（暴風、豪雨、洪水、地震、落盤、火災、争乱、暴動その他の県又は指定管理者のいずれの責めにも帰すことのできない自然的又は人為的な現象）に伴う、施設、設備の修復による経費の大規模な増加及び事業履行不能	○	
	上記の理由により経費の増加が生じるものの小規模である場合（原則として、災害復旧事業に該当しないもの）		○
	不可抗力に伴う、あらかじめ定められた管理業務に係る経費以外の増加	△ (注)	

種 類	内 容	負 担 者	
		県	指定管 理者
書類の誤り	仕様書等県が作成した書類の誤りによるもの	○	
	事業計画書等指定管理者が作成した書類の誤りによるもの		○
資金調達	県から指定管理者への経費の支払い遅延によって生じた事由	○	
	指定管理者から業者への経費の支払い遅延によって生じた事由		○

種 類	内 容	負 担 者	
		県	指定管 理者
施設・設備の損傷	1 入居者と県との負担区分において条例の規定により県が費用負担すべきとなっているもの		○
	2 1のうち、住棟全体におよぶ大規模な工事が必要となる損傷（附帯する工事も含む）	○	
	3 第三者の行為から生じたもので相手方が特定できないもの		○
	4 3のうち、住棟全体におよぶ大規模な工事が必要となる損傷（附帯する工事も含む）	○	
	5 仕様書に記載の特別修繕であってあらかじめ決定した額を超えたもの		○
資料等の損傷	管理者としての注意義務を怠ったことによるもの		○
	第三者の行為から生じたもので相手方が特定できないもの（小規模なもの）		○
	第三者の行為から生じたもので相手方が特定できないもの（上記以外）	○	
第三者への賠償	管理者としての注意義務を怠ったことにより損害を与えた場合		○
	上記以外の理由により損害を与えた場合	○	
セキュリティ	警備不備による情報漏洩、犯罪発生		○
事業終了時の費用	指定管理業務の期間が終了した場合又は期間中途における業務を廃止した場合における事業者の撤収費用		○

（注） △は、別途県との協議が必要。